

社員向け定期健康診断

社員の方は「社員向け定期健康診断」を受診してください。

日本アイ・ビー・エム健康保険組合では、社員の皆様の健康診断および保健指導について、事業主から受託しています。

(注：IBM健保組合加入の全事業主から受託しているわけではありません。不明な場合は各社人事部にお問い合わせください)

健康増進センターヘルプデスク (kenshin_System@helpdesk-kenpo.jp) より、個別に健康診断の案内がメールで届きます。

メールの案内に従い、受診してください。

「社員向け定期健康診断」の検査項目や注意事項など詳細は、健保ホームページの「社員向け定期健康診断のご案内」をご覧ください。

すこやかサポートPlus (SSP)の「社員健診の予約」からも、参照できます。

「社員向け定期健康診断」に関しては健康増進センター・ヘルプデスクへお問い合わせください。

お問い合わせ先：

e-mail : toiawase@helpdesk-kenpo.jp

TEL:03-3808-1701 (8:30~17:00 土日祝祭日および健康増進センター休診日を除く)

注意 点

- ・「人間ドックプログラム」(8ページ参照)を利用する場合は、その結果を「社員向け定期健康診断」の代替とします。「人間ドックプログラム」と「社員向け定期健康診断」の両方を受診することはできません。両方受診した場合は、人間ドック健保負担額を請求します。
- ・退職後は、社員向け定期健康診断は受診できません。特例退職被保険者、任意継続被保険者に加入した方は、改めて家族健診の予約をお取りください。(21ページ 健康診断ガイド 参照)
- ・健康診断は、事業主より健診対象者にご連絡いただいた方にご案内しています。休職等で対象外となっている場合があります。健診対象者か否かは、事業主にご確認ください。
- ・健康診断の受診を無断キャンセルした場合、キャンセル料が発生する場合があります。

事業主保健指導について

労働安全衛生法で、事業主は健康診断の結果で特に健康の保持に努める必要があると認める者に対して保健指導の実施に努め、また、皆様は保健指導を利用してその健康の保持に努めるものとする、とされています。

これに基づきIBM健保組合では健康診断同様、事業主から受託し、保健指導を外部機関へ委託し実施しています。